

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 3 月 30 日 (金) 号外第 31 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (25) (子ども発達支援課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、障害児に対する支援が通所サービスと入所サービスに区分され、通所サービスの実施主体が市町村に変更されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 障害児施設給付費の支給に関する手続を障害児入所給付費の支給に関する手続に改める。
- (2) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する手続をこの規則で定める。
- (3) 障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業の開始等の届出の手続を定める。
- (4) 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会の審理を要しない場合を定める。
- (5) この規則に定める申請書、届出書その他の書類の提出先を明示する。
- (6) その他児童福祉法の一部改正等に伴う所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
  - イ 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則は、廃止する。

# 規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第25号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 福祉の保障</p> <p>    第1節 療育の給付等（第4条—第8条）</p> <p>    第2節 助産施設への入所の申込み等（第9条）</p> <p>    第3節 児童自立生活援助の実施の申込み等（第9条の2）</p> <p>    第4節 保護措置等（第10条—第12条の2）</p> <p>    第5節 里親（第13条—第14条）</p> <p>第3章 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（第14条の2—第15条）</p> <p>第4章 障害児入所給付費等の支給等（第15条の2—第15条の10）</p> <p>第5章 事業及び児童福祉施設の監督（第15条の11—第25条）</p> <p>第6章 保育士試験（第26条）</p> <p>第7章 届出保育施設等の監督（第27条—第30条）</p> <p>第8章 雑則（第31条—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）、<u>里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）及び鳥取県児童福祉法施行条例（平成24年鳥取県条例第3号）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>福祉の措置の実施（第3条—第15条）</u></p> <p>第3章 <u>障害児施設給付費等の支給等（第15条の2—第15条の11）</u></p> <p>第4章 事業及び施設の監督（<u>第16条—第25条</u>）</p> <p>第5章 保育士試験（第26条）</p> <p>第6章 <u>認可外保育施設の監督（第27条—第30条）</u></p> <p>第7章 雑則（第31条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）<u>及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(保育士資格の喪失の届出)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 削除</p> <p>第2章 福祉の保障</p> <p>第1節 療育の給付等</p> <p>(療育の給付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(指定療育機関の指定の辞退の申出)</p> <p>第8条 略</p> <p>第2節 助産施設等への入所の申込み等</p> <p>第9条 略</p> <p>第3節 児童自立生活援助実施の申込み等</p> <p>第9条の2 法第33条の6第2項の規定による申込書の提出は、児童自立生活援助実施申込書（様式第10号の3）を<u>児童相談所長</u>（鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。</p> <p>2 <u>児童相談所長</u>は、前項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施（法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。）を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（様式第10号の4）により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書（様式第10号の5）により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。</p> <p>3 <u>児童相談所長</u>は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施をしないこと</p>	<p>(保育士資格の喪失の届出)</p> <p>第2条 略</p> <p>第2章 福祉の措置の実施</p> <p>第3条 削除</p> <p>(療育の給付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(指定療育機関の指定の辞退の申出)</p> <p>第8条 略</p> <p>(助産施設等への入所の申込み等)</p> <p>第9条 略</p> <p>(児童自立生活援助実施の申込み等)</p> <p>第9条の2 法第33条の6第2項の規定による申込書の提出は、児童自立生活援助実施申込書（様式第10号の3）を<u>知事</u>（<u>権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。以下この条及び次条において同じ。）</u>）に提出して行わなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施（法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。）を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（様式第10号の4）により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書（様式第10号の5）により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施をしないことを決定</p>
--	---

とを決定したときは、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。

- 4 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の解除又は変更を決定したときは、児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書（様式第10号の6）により第1項の申込みを行った者に通知するとともに、児童自立生活援助実施委託（解除・変更）通知書（様式第10号の7）により当該解除又は変更に係る児童自立生活援助の実施を受託した者に通知するものとする。

#### 第4節 保護措置等

（措置決定の通知等）

第10条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

- 2 児童相談所長は、法第27条第5項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除（停止・変更）決定通知書（様式第12号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

（入所児童の死亡等の届出）

第12条 略

（同居児童の届出）

第12条の2 法第30条第1項の規定による届出は、児童同居開始届出書（様式第18号の2）を提出してしなければならない。

- 2 法第30条第2項の規定による届出は、児童同居取りやめ届出書（様式第18号の3）を提出してしなければならない。

- 3 第1項の届出書を提出した者は、その居住地を変更したときは、児童同居居住地変更届出書（様式第18号の4）により、変更後の居住地を所管する児童相談所長に届け出なければならない。

#### 第5節 里親

（里親の認定の申請等）

第13条 省令第36条の41第1項及び第2項（省令第36条の47において準ずる場合を含む。）に規定する申請書は、里親認定申請書（様式第19号）によるもの

したときは、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。

- 4 知事は、児童自立生活援助の実施の解除又は変更を決定したときは、児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書（様式第10号の6）により第1項の申込みを行った者に通知するとともに、児童自立生活援助実施委託（解除・変更）通知書（様式第10号の7）により当該解除又は変更に係る児童自立生活援助の実施を受託した者に通知するものとする。

（措置決定の通知等）

第10条 知事は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

- 2 知事は、法第27条第5項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除（停止・変更）決定通知書（様式第12号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

（入所児童の死亡等の届出）

第12条 略

（里親の認定の申請等）

第13条 省令第36条の37第1項若しくは第2項（省令第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定による認定に係る申請書の提出は、里親認定申請書

<p>とする。</p> <p>(里親資格の喪失の届出) 第13条の2 <u>省令第36条の43第1項</u> (省令第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定による資格喪失の届出は、里親資格喪失届出書(様式第20号)を提出してしなければならない。</p> <p>(里親の登録事項の変更の届出) 第13条の3 <u>省令第36条の43第2項</u> (省令第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定による登録事項の変更の届出は、里親登録事項変更届出書(様式第20号の2)を提出してしなければならない。</p> <p>(里親の登録の消除の申出) 第13条の4 <u>省令第36条の44第1項第1号</u> (省令第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定による登録消除の申出は、里親登録消除申出書(様式第20号の3)を提出してしなければならない。</p> <p>(里親の登録の更新) 第13条の5 <u>省令第36条の46第1項</u> (省令第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定による登録更新の申請は、里親登録更新申請書(様式第20号の4)を提出してしなければならない。</p>	<p>(様式第19号)により行うものとする。</p> <p>(里親資格の喪失の届出) 第13条の2 <u>省令第36条の39第1項</u> (省令第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定による資格喪失の届出は、里親資格喪失届出書(様式第20号)を提出してしなければならない。</p> <p>(里親の登録事項の変更の届出) 第13条の3 <u>省令第36条の39第2項</u> (省令第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定による登録事項の変更の届出は、里親登録事項変更届出書(様式第20号の2)を提出してしなければならない。</p> <p>(里親の登録の消除の申出) 第13条の4 <u>省令第36条の40第1項第1号</u> (省令第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定による登録消除の申出は、里親登録消除申出書(様式第20号の3)を提出してなければならない。</p> <p>(里親の登録の更新) 第13条の5 <u>省令第36条の42第1項</u> (省令第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定による登録更新の申請は、里親登録更新申請書(様式第20号の4)を提出してしなければならない。</p>
<p><u>第3章 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設</u></p>	
<p><u>(指定等の申請)</u></p>	
<p>第14条の2 <u>省令第18条の27第1項及び第2項、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、障害児通所支援事業者・障害児入所施設指定(更新)申請書(様式第21号)によるものとする。</u></p>	
<p><u>(変更の届出等)</u></p>	
<p>第14条の3 <u>省令第18条の35第1項又は第25条の22の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更届出書(様式第22号)を提出してしなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>省令第18条の35第3項又は第4項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(様式第23号)を提出してしなければならない</u></p>	

い。

3 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定障害児入所施設指定辞退届出書（様式第24号）を提出してしなければならない。

（児童を同居させる者の届出等）

第15条 法第30条第1項の規定による届出は、児童同居開始届出書（様式第23号）を提出してしなければならない。

2 法第30条第2項の規定による届出は、児童同居取りやめ届出書（様式第24号）を提出してなければならない。

3 第1項の届出書を提出した者は、居住地を変更したときは、児童同居居住地変更届出書（様式第25号）により児童相談所長に届け出なければならない。

（指定等の公示）

第15条 法第21条の5の24又は第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 次に掲げる指定等（以下この条において「指定等」という。）に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

ア 法第21条の5の3第1項又は第24条の2第1項の規定による指定

イ 法第21条の5の19第2項の規定による廃止の届出

ウ 法第24条の14の規定による指定の辞退

エ 法第21条の5の23第1項又は第24条の17の規定による指定の取消し

(2) 指定等に係る指定障害児通所支援事業者の事業所又は指定障害児入所施設の名称及び所在地

(3) 指定等の年月日

(4) 指定等に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設が提供する支援の種類

第4章 障害児入所給付費等の支給等

（障害児入所給付費等の支給等の申請）

第15条の2 省令第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書は、障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書（様式第25号の2）によるものとする。

第3章 障害児施設給付費等の支給等

（障害児施設給付費等の支給等の申請）

第15条の2 法第24条の3第1項又は第24条の7第1項の規定による障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給に係る申請は、障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書（様式第25号の2）によるものとする。

2 前項の申請書には、世帯状況・収入・資産等申告書（様式第25号の3）を添付しなければならない。

（障害児入所給付費等の給付等の決定）

第15条の3 児童相談所長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請を認める決定をしたときは、障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費給付決定通知書兼障害児入所支援負担上限月額等決定通知書（様式第25号の4）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 児童相談所長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請を認めない決定をしたときは、当該申請を行った者に理由を付してその旨を通知するものとする。

（障害児入所受給者証等）

第15条の4 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証は、障害児入所受給者証（様式第25号の5）によるものとする。

2 児童相談所長は、法第24条の20第1項の規定により障害児入所医療費の支給を受ける入所給付決定保護者に対し、障害児入所受給者証と併せて障害児入所医療受給者証（様式第25号の6）を交付するものとする。

（障害児入所受給者証等の再交付）

第15条の5 障害児入所受給者証又は障害児入所医療受給者証の再交付を受けようとする者は、受給者証再交付申請書（様式第25号の7）により児童相談所長に申請しなければならない。

（障害児入所給付費申請事項の変更の届出）

第15条の6 省令第25条の7第7項の規定による届出（同条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、障害児入所給付費申請事

式第25号の2）に、必要書類を添付してしなければならない。

2 法第24条の2第3項又は第24条の20第2項第1号ただし書若しくは第3項の規定の適用を受けようとする障害児の保護者は、障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書（様式第25号の2）及び世帯状況・収入等申告書（様式第25号の3）に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。

（障害児施設給付費等の給付等の決定）

第15条の3 児童相談所長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があった場合において、支給等を認める決定をしたときは、障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費給付決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第25号の4）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 児童相談所長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があった場合において、不支給その他申請を認めない決定をしたときは、当該申請を行った者に、理由を付して通知するものとする。

（障害児施設受給者証等）

第15条の4 法第24条の3第6項に規定する施設受給者証は、障害児施設受給者証（様式第25号の5）によるものとする。

2 児童相談所長は、法第24条の20第1項の障害児施設医療費の支給を決定したときは、前項に規定する障害児施設受給者証と併せて障害児施設医療受給者証（様式第25号の6）を施設給付決定保護者（法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この章において同じ。）に交付するものとする。

（障害児施設受給者証等の再交付）

第15条の5 前条第1項に規定する障害児施設受給者証又は同条第2項に規定する障害児施設医療受給者証の再交付を受けようとする者は、受給者証再交付申請書（様式第25号の7）により児童相談所長に申請しなければならない。

（申請内容の変更の届出）

第15条の6 省令第25条の7第7項（同項第3号を除く。）の規定による申請内容の変更の届出は、申請内容変更届出書（様式第25号の8）に、必要書類を

項変更届出書（様式第25号の8）を提出してしなければならない。

2 省令第25条の7第7項の規定による届出（障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項の変更に係るものに限る。）は、障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書（様式第25号の9）を提出してなければならない。

3 前項の届出書には、世帯状況・収入・資産等申告書を添付しなければならない。

（障害児入所支援負担上限月額等の変更の通知）

第15条の7 児童相談所長は、前条第2項の届出書の提出があった場合において、障害児入所支援負担上限月額等を変更したときは、障害児入所支援負担上限月額等変更決定通知書（様式第25号の10）により当該届出を行った者に通知するものとする。

2 児童相談所長は、前条第2項の届出書の提出があった場合において、障害児入所支援負担上限月額等を変更しないときは、当該届出を行った者に理由を付してその旨を通知するものとする。

（障害児入所給付費の給付決定の取消し）

第15条の8 児童相談所長は、法第24条の4第1項の規定により入所給付決定を取り消したときは、入所給付決定取消通知書（様式第25号の11）により入所給付決定保護者に通知するものとする。

（高額障害児入所給付費の支給の申請）

第15条の9 省令第25条の17第1項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書兼請求書（様式第25号の12）によるものとする。

添付してしなければならない。

（障害児施設給付費等の減額等に係る変更の申請）

第15条の7 法第24条の2第3項、第24条の7第1項又は第24条の20第2項第1号ただし書若しくは第3項の規定による利用者負担額の減額又は免除の決定を受けた障害児の保護者は、当該決定の内容に関する変更があるときは、障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第25号の9）及び世帯状況・収入等申告書（様式第25号の3）に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。

（障害児施設給付費等の減額等に係る変更の決定）

第15条の8 児童相談所長は、前条の申請書の提出があった場合において、変更を認める決定をしたときは、障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第25号の10）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 児童相談所長は、前条の申請書の提出があった場合において、変更を認めない決定をしたときは、当該申請を行った者に、理由を付して通知するものとする。

（障害児施設給付費の給付決定の取消し）

第15条の9 児童相談所長は、法第24条の4第1項の規定により給付決定を取り消したときは、給付決定取消通知書（様式第25号の11）により施設給付決定保護者に通知するものとする。

（高額障害児施設給付費の支給の申請）

第15条の10 法第24条の6第1項に規定する高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、高額障害児施設給付費支給申請書兼請求書（様式第25号の12）に、必要書類を添付して児童相談所長に提出しなければならない。

(高額障害児入所給付費の支給等の決定)

第15条の10 児童相談所長は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請に対する決定をしたときは、高額障害児入所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第25号の13）により入所給付決定保護者に通知するものとする。

#### 第5章 事業及び児童福祉施設の監督

(障害児通所支援事業等の開始の届出)

第15条の11 法第34条の3第2項の規定による届出は、障害児通所支援事業開始届出書（様式第25号の14）又は障害児相談支援事業開始届出書（様式第25号の15）を提出してしなければならない。

(障害児通所支援事業等の届出事項の変更の届出)

第15条の12 法第34条の3第3項の規定による届出は、障害児通所支援事業届出事項変更届出書（様式第25号の16）又は障害児相談支援事業届出事項変更届出書（様式第25号の17）を提出してしなければならない。

(障害児通所支援事業等の廃止等の届出)

第15条の13 法第34条の3第4項の規定による届出は、障害児通所支援事業廃止（休止）届出書（様式第25号の18）又は障害児相談支援事業廃止（休止）届出書（様式第25号の19）を提出してしなければならない。

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始の届出)

第16条 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第26号）又は小規模住居型児童養育事業届出書（様式第26号の2）を提出してしなければならない。

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の届出事項の変更の届出)

第17条 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業届出事項変更届出書（様式第27号）又は小規模住居型児童養育事業届出事項変更届出書（様式第27号の2）を提出してしなければならない。

(高額障害児施設給付費の支給等の決定)

第15条の11 児童相談所長は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請に対する決定をしたときは、高額障害児施設給付費支給（不支給）決定通知書（様式第25号の13）により施設給付決定保護者に通知するものとする。

#### 第4章 事業及び施設の監督

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始の届出)

第16条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第26号）又は小規模住居型児童養育事業届出書（様式第26号の2）を提出してなければならない。

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の届出事項の変更の届出)

第17条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業届出事項変更届出書（様式第27号）又は小規模住居型児童養育事業届出事項変更届出書（様式第27号の2）を提出してなければならない。

<p>ない。</p> <p>(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の廃止等の届出)</p> <p>第18条 法第34条の4第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止(休止)届出書(様式第28号)又は小規模住居型児童養育事業廃止(休止)届出書(様式第28号の2)を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業開始の届出)</p> <p>第19条 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書(様式第29号)を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業変更の届出)</p> <p>第19条の2 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更事項届出書(様式第29号の2)を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業廃止等の届出)</p> <p>第19条の3 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届出書(様式第29号の3)を提出してしなければならない。</p> <p>(児童福祉施設の設置認可の申請等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査の上、認可するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。</p> <p>第6章 保育士試験</p> <p>第7章 届出保育施設等の監督</p> <p>(届出保育施設等の運営状況の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(鳥取県通所給付費等不服審査会の審理を要しない場</p>	<p>ない。</p> <p>(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の廃止等の届出)</p> <p>第18条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止(休止)届出書(様式第28号)又は小規模住居型児童養育事業廃止(休止)届出書(様式第28号の2)を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業開始の届出)</p> <p>第19条 法第34条の11第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書(様式第29号)を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業変更の届出)</p> <p>第19条の2 法第34条の11第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更事項届出書(様式第29号の2)を提出してしなければならない。</p> <p>(一時預かり事業における事業廃止等の届出)</p> <p>第19条の3 法第34条の11第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届出書(様式第29号の3)を提出してしなければならない。</p> <p>(児童福祉施設の設置認可の申請等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 知事(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該事務の委任を受けた福祉事務所長)は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査の上、認可するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。</p> <p>第5章 保育士試験</p> <p>第6章 認可外保育施設の監督</p> <p>(届出保育施設等の運営状況の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>第7章 雑則</p>
--	--

合)

第31条 鳥取県児童福祉法施行条例第2条第2項第3

号の規則で定める場合は、審査請求に係る処分の明白な誤りにより当該処分の全部の取消しの裁決を行う場合その他鳥取県通所給付費等不服審査会に諮問する必要がないと知事が認める場合とする。

(書類の提出先)

第32条 法又は省令の規定により知事に提出する書類

は、第2条、第5条から第8条まで、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで及び第19条から第24条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

(1) 第4条及び第27条から第30条までに規定する書類並びに第22条及び第23条に規定する書類であって認可保育所に係るもの 所管の鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の長

(2) 第9条第1項に規定する書類 所管の福祉事務所長

第33条 略

様式第19号(第13条関係)

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41(児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 ㊟

略

注 略

添付書類

1～3 略

4 児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも

第31条 略

様式第19号(第13条関係)

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の37(児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 ㊟

略

注 略

添付書類

1～3 略

4 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも

該当しない者であることを証する書類  
5及び6 略

様式第20号（第13条の2関係）  
里親資格喪失届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の43第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名 ㊟  
本人との関係  
電話番号  
記

該当しない者であることを証する書類  
5及び6 略

様式第20号（第13条の2関係）  
里親資格喪失届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の39第1項（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名 ㊟  
本人との関係  
電話番号  
記

略	
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> <u>本人が成年被後見人又は被保佐人となった。</u> <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。  <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

略	
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> <u>成年被後見人又は被保佐人となった。</u> <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

	第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
--	---

	第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
--	---

注

- 1 届出者については、次のとおりとする。
- (1)及び(2) 略
- (3) 略
- 2及び3 略

注

- 1 届出者については、次のとおりとする。
- (1)及び(2) 略
- (3) 同居人が成年被後見人又は被保佐人となったとき：里親本人
- (4) 略
- 2及び3 略

様式第20号の2（第13条の3関係）

里親登録事項変更届出書

様式第20号の2（第13条の3関係）

里親登録事項変更届出書

職 氏 名 様

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親に係る登録を受けている事項について、下記のとおり変更があったので、児童福祉法施行規則第36条の43第2項（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により届け出ます。

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親に係る登録を受けている事項について、下記のとおり変更があったので、児童福祉法施行規則第36条の39第2項（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により届け出ます。

年 月 日

年 月 日

住所

住所

フリガナ

フリガナ

届出者 氏名 ㊞

届出者 氏名 ㊞

記

記

略
---

略
---

注 略

注 略

様式第20号の3（第13条の4関係）

里親登録削除申出書

様式第20号の3（第13条の4関係）

里親登録削除申出書

職 氏 名 様

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録の削除を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録の削除を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の40第1項第1号（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

住所

住所

申請者 氏名 ㊞

申請者 氏名 ㊞

略

注 略

様式第20号の4（第13条の5関係）  
里親登録更新申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所  
申請者 氏名 ㊟

略

注 略

様式第20号の4（第13条の5関係）  
里親登録更新申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の42第1項（児童福祉法施行規則第36条の43において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所  
申請者 氏名 ㊟

略

注 略

添付書類  
1～3 略  
4 児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類  
5及び6 略

様式第25号の3（第15条の2、第15条の6関係）  
（表面）  
世帯状況・収入・資産等申告書

職 氏 名 様

申告年月日  
申告者（保護者）住所  
（保護者）氏名  
次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について 住民票と同じ

	氏 名	生年月日	本人との関係
申請者			

略

注 略

添付書類  
1～3 略  
4 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類  
5及び6 略

様式第25号の3（第15条の2、第15条の7関係）  
（表面）  
世帯状況・収入等申告書

職 氏 名 様

申告年月日  
申告者（保護者）住所  
（保護者）氏名  
次のとおり申告します。

※障害児施設等軽減を申請する場合  
生計中心者住所  
〃 氏名

1 世帯の状況等について 住民票と同じ

	氏 名	生年月日	本人との関係	市町村民税の状況
申請者				<input type="checkbox"/> 課税

世帯主			
世帯員			

2 略

(裏面)

略

(記入上の注意) 略

様式第25号の4 (第15条の3関係)

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 給付決定通知書兼障害児入所支援負担上限月額等決定通知書

番 号  
年月日

様

職 氏名

年 月 日に申請のありました ( 障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費) の支給) (及び) (障害児入所支援負担上限月額等) について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

略	入所給付	
	決定保護	
	者氏名	
略	給付決定に係る児童の氏名	

<u>入所支援</u> の種類及び内容	略

				<input type="checkbox"/> 非課税
世帯主				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
世帯員				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税

2 略

(裏面)

略

(記入上の注意) 略

様式第25号の4 (第15条の3関係)

障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費 給付決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

番 号  
年月日

様

職 氏名

年 月 日に申請のありました ( 障害児施設給付費 特定入所障害児食費等給付費) の支給) (及び) (利用者負担額減額・免除等) について、(児童福祉法第24条の2第3項 (及び) 児童福祉法第24条の3第2項) (児童福祉法第24条の7第1項) の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

略	施設給付	
	決定保護	
	者氏名	
略	給付決定に係る障害児氏名	

<u>施設支援</u> の種類及び内容	略

負担上限額 (障害児入 所給付費)	円	略
負担上限月 額 (障害児 入所医療費 (食事療養 を除 く。))	円	略
略		
略		
問い合わせ先 担当課 住所 電話番号		

様式第25号の7 (第15条の5関係)

受給者証再交付申請書

職 氏 名 様

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

略	
フリガナ	
給付決定に 係る <u>児童の</u> 氏名	
略	
略	
略	

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く。)

負担上限額 (障害児施 設給付費)	円	略
負担上限月 額 (障害児 施設医療費 (食事療養 を除 く。))	円	略
略		
略		
問い合わせ先 担当課 住所 電話番号		

様式第25号の7 (第15条の5関係)

受給者証再交付申請書

職 氏 名 様

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

略	
フリガナ	
給付決定に 係る <u>障害児</u> 氏名	
略	
略	
略	

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く。)



		護者氏名	
略	給付決定に係る 児童の氏名		
負担上限額 (障害児入所 給付費)	円	略	
負担上限月額 (障害児入所 医療費(食事 療養を除 く。))	円	略	
略			
略			
問い合わせ先 担当課 住所 電話番号			

様式第25号の11 (第15条の8関係)

入所給付決定取消通知書

番 号  
年月日

様  
職 氏名 印

児童福祉法第24条の4第1項の規定により、下記のとおり入所給付決定を取り消しましたので通知します。

記

略	入所給付決定保護 者氏名	
略	入所給付決定に係 る児童の氏名	
略		

受給者証を鳥取県 児童相談所に返還してください。ただし、既に入所受給者証を提出されている方は不

		護者氏名	
略	給付決定に係る 障害児氏名		
負担上限額 (障害児施設 給付費)	円	略	
負担上限月額 (障害児施設 医療費(食事 療養を除 く。))	円	略	
略			
略			
問い合わせ先 担当課 住所 電話番号			

様式第25号の11 (第15条の9関係)

給付決定取消通知書

番 号  
年月日

様  
職 氏名 印

児童福祉法第24条の4第1項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。

記

略	給付決定保護者氏 名	
略	給付決定に係る障 害児氏名	
略		

受給者証を鳥取県 児童相談所に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は不要で

要です。

返還先 鳥取県 児童相談所

住所 電話番号

返還期限 年 月 日

問い合わせ先  
担当課  
住所 電話番号

す。

返還先 鳥取県 児童相談所

住所 電話番号

返還期限 年 月 日

問い合わせ先  
担当課  
住所 電話番号

様式第25号の12 (第15条の9関係)

高額障害児入所給付費支給申請書兼請求書

職 氏 名 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付費の支給を申請 (請求) します。

申請 (請求) 年月日 年 月 日

略		
フリガナ		略
給付決定に係る <u>児童の</u> 氏名		
略		

注 略

高額障害児入所給付費等を下記の口座に振り込んでください。

略
---

様式第25号の13 (第15条の10関係)

高額障害児入所給付費支給 (不支給) 決定通知書

番 号

年月日

様

様式第25号の12 (第15条の10関係)

高額障害児施設給付費支給申請書兼請求書

職 氏 名 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児施設給付費の支給を申請 (請求) します。

申請 (請求) 年月日 年 月 日

略		
フリガナ		略
給付決定に係る <u>障害児</u> 氏名		
略		

注 略

高額障害児施設給付費等を下記の口座に振り込んでください。

略
---

様式第25号の13 (第15条の11関係)

高額障害児施設給付費支給 (不支給) 決定通知書

番 号

年月日

様

職 氏 名 印

年 月 日に申請のありました高額障害児入所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

入所給付		略
決定保護者氏名		
略		

略

略

問い合わせ先

担当課

住所

電話番号

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名 印

電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略

注 略

添付書類 略

様式第26号の2（第16条関係）

小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名 印

年 月 日に申請のありました高額障害児施設給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

施設給付		略
決定保護者氏名		
略		

略

略

問い合わせ先

担当課

住所

電話番号

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名 印

電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略

注 略

添付書類 略

様式第26号の2（第16条関係）

小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

小規模住居型児童養育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略

注 略  
添付書類 略

様式第27号（第17条関係）

児童自立生活援助事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

児童自立生活援助事業について変更したので、法第34条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第27号の2（第17条関係）

小規模住居型児童養育事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

小規模住居型児童養育事業 について変更したので、児童福祉法第34条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

小規模住居型児童養育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略

注 略  
添付書類 略

様式第27号（第17条関係）

児童自立生活援助事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

児童自立生活援助事業について変更したので、法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第27号の2（第17条関係）

小規模住居型児童養育事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

小規模住居型児童養育事業 について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第28号（第18条関係）  
児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

児童自立生活援助事業を廃止（休止）したいので、法  
第34条の4第3項の規定により、次のとおり届け出ます。  
年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略

様式第28号の2（第18条関係）  
小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

小規模住居型児童養育事業を廃止（休止）したいの  
で、法第34条の4第3項の規定により、次のとおり届け出  
ます。  
年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第28号（第18条関係）  
児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

児童自立生活援助事業を廃止（休止）したいので、法  
第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。  
年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略

注 略

様式第28号の2（第18条関係）  
小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様

小規模住居型児童養育事業を廃止（休止）したいの  
で、法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出  
ます。  
年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

略
注 略
様式第29号（第19条関係）
年 月 日
一時預かり事業開始届出書
職 氏 名 様
届出代表者 氏名 ㊟
児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を開始したいので、同法第34条の12第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
略
注 略
添付書類 略
様式第29号の2（第19条の2関係）
年 月 日
一時預かり事業変更事項届出書
職 氏 名 様
届出代表者 氏名 ㊟
標記について、児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を変更したので、同法第34条の12第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
略
注 略
添付書類 略
様式第29号の3（第19条の3関係）
年 月 日
一時預かり事業廃止（休止）届出書
職 氏 名 様
届出代表者 氏名 ㊟

略
注 略
様式第29号（第19条関係）
年 月 日
一時預かり事業開始届出書
職 氏 名 様
届出代表者 氏名 ㊟
児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を開始したいので、同法第34条の11第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
略
注 略
添付書類 略
様式第29号の2（第19条の2関係）
年 月 日
一時預かり事業変更事項届出書
職 氏 名 様
届出代表者 氏名 ㊟
標記について、児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を変更したので、同法第34条の11第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
略
注 略
添付書類 略
様式第29号の3（第19条の3関係）
年 月 日
一時預かり事業廃止（休止）届出書
職 氏 名 様
届出代表者 氏名 ㊟

児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を廃止（休止）したいので、同法第34条の12第3項の規定に基づき届け出ます。  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div>	児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を廃止（休止）したいので、同法第34条の11第3項の規定に基づき届け出ます。  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第18号の次に次の3様式を加える。

様式第18号の2（第12条の2関係）

児 童 同 居 開 始 届 出 書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出者 氏 名  
電話番号

児童との同居を開始したので、児童福祉法第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

同 居 さ せ て い る 者 の 事 項				
氏 名		性別		年齢 歳
住 所		職業		
同居している親族の状況				
同 居 し て い る 児 童 の 事 項				
氏 名		性別		
生 年 月 日	年 月 日生	年齢		歳
前 住 所				
同 居 の 目 的				
同 居 し て い る 児 童 の 保 護 者 の 事 項				
氏 名		性別		年齢 歳
住 所		続柄		
職 業				
同居を始めた年月日	年 月 日			
児童を同居させるに至った動機				
同居の予定期間	1 有 年 月 日まで 2 無			

様式第18号の3（第12条の2関係）

児 童 同 居 取 り や め 届 出 書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出者 氏 名  
電話番号

児童との同居をやめたので、児童福祉法第30条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

同居させている者の事項	氏 名				
	住 所				
同居している児童の事項	氏 名				
	生年月日	年	月	日生	年齢 歳
前に児童福祉法第30条第1項の規定により届け出た年月日	年 月 日				
同居をやめた年月日	年 月 日				
同居をやめた理由					

様式第18号の4(第12条の2関係)

児童同居居住地変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出者 氏 名  
電話番号

児童との同居居住地を変更したので、鳥取県児童福祉法施行細則第12条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

旧 住 所 地	
新 住 所 地	

様式第21号から様式第24号までを次のように改める。

様式第21号(第14条の2関係)

受付番号	
------	--

障害児通所支援事業者

指定(更新)申請書

障 害 児 入 所 施 設

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
申 請 者 名 称  
(設 置 者) 代 表 者



児童福祉法に規定する障害児通所支援事業者（障害児入所施設）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 - ) 県 郡・市			
	法人の種類別		法人所管庁			
	連絡先	電話番号	ファックス番号			
	代表者の職・氏名		職 名	フリガナ	生年月日	
			氏 名			
代表者の住所		(郵便番号 - ) 県 郡・市				
指定を受けようとする事業等の種類	フリガナ					
	名 称					
	事業所(施設)の設置場所		(郵便番号 - ) 県 郡・市			
	事業等の種類		指定申請する事業等の支援開始年月日		様 式	
	同一の事業所(施設)内において行う事業等の種類		事業所番号			
備 考						

注1 「受付番号」の欄は、記載しないこと。

2 「法人の種類別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一





変 更 し た 事 項		変 更 の 内 容
1	事業所（施設）の名称	(変更前)
2	事業所（施設）の所在地	
3	申請者（設置者）の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は 条例等（当該指定に係る事業に関するものに限 る。）	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所で あること。	
8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	
9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏 名及び住所	(変更後)
11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	障害児（通所・入所）給付費の請求に関する事項	
14	役員の氏名及び住所	
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協 力医療機関との契約内容	
変 更 年 月 日		年 月 日

注1 該当する番号に○を付けること。

2 変更の日から10日以内に届け出ること。

3 医療型児童発達支援に係る建物の構造を変更したときは、その変更について届け出ること。

添付書類 変更した事項を証する書類

様式第23号（第14条の3関係）

指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
届 出 者 名 称  
代表者



事業の廃止（休止）をする（再開をしました）ので、次のとおり届け出ます。

廃止（休止）する（再開した）事業所（施設）	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
廃止（休止）する（再開した）年月日		年 月 日

廃 止 （ 休 止 ） す る 理 由	
現に指定（通所・入所）支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）	
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

注1 廃止又は休止の届出書は、廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。

2 再開届出書は、再開の日から10日以内に届け出ること。

添付書類 勤務体制・形態一覧表（再開届出書において、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。）

様式第24号（第14条の3関係）

指定障害児入所施設指定辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地  
届 出 者 名 称  
代表者



障害児入所施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

事業所番号	
-------	--

指 定 を 辞 退 す る 施 設	名 称	-----
	所 在 地	
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日	年 月 日	
指 定 を 辞 退 す る 理 由		
現に施設に入所している者に対する措置		

注 指定を辞退する日の3月前までに届け出ること。

様式第25号及び様式第25号の2を次のように改める。

様式第25号 削除

様式第25号の2（第15条の2関係）

（表面）

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書

職 氏 名 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申 請 者	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日
	居 住 地	郵便番号	電話番号	
支 給 申 請 に 係 る 児 童 氏 名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日	
		続 柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保 健福祉手帳番号
被保険者証の 記号及び番号*			保険者名及び番号*	

\* 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、医療型障害児入所施設又は指

定医療機関の利用を希望する場合にのみ記入すること。

サービス の利用 状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等	
	障害児通所支援	利用中のサービスの種類と内容等	
申請 する サ ー ビ ス の 種 類 等	障 害 児 入 所 給 付 費	種 類	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容
			<input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設
			<input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設
	具 体 的 内 容	<input type="checkbox"/> 指定医療機関	
障 害 児 入 所 給 付 費、障 害 児 通 所 給 付 費 及 び 介 護 給 付 費 等 の 支 給 の 状 況			

(裏面)

障 害 児 入 所 支 援 負 担 上 限 月 額 等 の 算 定 の た め の 必 要 事 項	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する事項（Ⅱの軽減措置適用前） 下記の区分に該当します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。）
	1 生活保護受給世帯
	2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
	3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
	<input type="checkbox"/> II 医療型障害児入所施設入所者（注1）です。
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費（医療型施設に係るものを除く。）に関する事項 障害児入所施設入所者（注2）であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を必要とします。 *福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

--	--

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の対象となる入所施設

(注2) 対象施設は、障害児入所給付費の対象となる入所施設

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ 氏 名		申 請 者 との関係	
住 所	郵便番号		
	電話番号		

様式第25号の5及び様式第25号の6を次のように改める。

様式第25号の5（第15条の4関係）

（表面）

（一）	（二）	（三）
入所受給者証	入所給付決定の内容	指定障害児入所施設等の記入欄
受給者証番号	入所支援の種 類及び内容	指定障害児入所施 設等の名称
入 所 給 付 決 定 保 護 者	給付決定期間    年 月 日から 年 月 日まで	入所日 年 月 日
		退所日 年 月 日
	特定入所障害児食費等給付費の支給内容	施設確認印
フリガナ 氏 名	支給額	入所日 年 月 日
生年月日	適用期間    年 月 日から 年 月 日まで	退所日 年 月 日
児 童	利用者負担に関する事項	
フリガナ 氏 名	負担上限月額	入所日 年 月 日
生年月日		退所日 年 月 日
交付年月日	適用期間    年 月 日から 年 月 日まで	（予備欄）
支給都道府県 の名称及び印	特記事項	

（裏面）

（四） 注意事項欄	（五） 注意事項欄
--------------	--------------

<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。</p> <p>3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。</p> <p>4 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、この証の（二）面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）</p> <p>また、食事及び居住に要する費用については、支給額欄に記載する額を1日当たりの上限として支給します。</p> <p>5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を住所地を所管する児童相談所（以下「児童相談所」という。）に提出してください。</p> <p>6 給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に児童相談所にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。</p> <p>7 この証の（一）及び（二）面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てください。</p>	<p>8 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。</p> <p>居住地を移そうとする場合は、事前に、児童相談所にご連絡、ご相談ください。</p> <p>また、給付決定期間内に、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所に届け出てください。</p> <p>9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに児童相談所長に返してください。</p> <p>10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を児童相談所長に返してください。</p> <p>11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>
---	---

様式第25号の6（第15条の4関係）

(表面)		(裏面)	
障害児入所医療受給者証		注 意 事 項 欄	
公費負担者番号		<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 医療型障害児入所施設に入所するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。</p>	/
公費受給者番号			
入 フ リ ガ ナ			

所 給 付 決 定 保 護 者	居 住 地			
	フリガナ		生年月日	
児 童	氏 名		年 月 日	
	フリガナ		生年月日	
負 担 上 限 月 額	被 保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号		保 険 者 名 及 び 番 号	
	障 害 児 入 所 医 療 ( 食 事 療 養 を 除 く 。 )		月 額	円
	食 事 療 養		月 額	円
適 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
交 付 年 月 日	年 月 日			
支 給 都 道 府 県 の 名 称 及 び 印				

3 障害児入所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)

4 障害児入所医療の負担上限月額は、毎年入所給付決定保護者等の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を住所地を所管する児童相談所長(以下「児童相談所長」という。)に提出してください。

5 給付決定期間を経過したときは、障害児入所医療費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に児童相談所長にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。

6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所長にその旨を届け出てください。

7 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。  
居住地を移そうとする場合は、事前に、児童相談所長にご連絡、ご相談ください。  
また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所長に届け出てください。

8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。  
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、児童相談所長に返してください。

9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を児童相談所長に返してください。

10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

様式第25号の9を次のように改める。

様式第25号の9(第15条の6関係)

障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

職 氏 名 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

申 請 者	フリガナ		生年月日				
	氏 名			年	月	日	
			受給者証番号				

居住地		郵便番号		電話番号	
フリガナ		生年月日		年 月 日	
支給申請に係る児童 氏名		続 柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
変更理由					

変 更 の 内 容	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する事項 下記の区分に該当（変更）します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
	<input type="checkbox"/> II 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する事項 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）（の変更） 必要とします。 ＊福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ 氏 名		申請者との関係
住 所	郵便番号	電話番号

添付書類

- 1 事実関係を確認できる書類
- 2 世帯状況・収入・資産等申告書

様式第25号の13の次に次の6様式を加える。

様式第25号の14(第15条の11関係)

障害児通所支援事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

障害児通所支援事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容		
経営者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)		
職員の定数及び職務の内容		
施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
事業開始の予定年月日		年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 運営規程
- 3 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 4 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。）
- 5 施設を運営するものについては、施設の平面図

様式第25号の15(第15条の11関係)

障害児相談支援事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 ㊟  
電話番号

障害児相談支援事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容		
経営者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)		

職 員 の 定 数 及 び 職 務 の 内 容	
施 設	名 称
	種 類
	所 在 地
事 業 開 始 予 定 の 年 月 日	
年 月 日	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 運営規程
- 3 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 4 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧できない場合に限る。）

様式第25号の16(第15条の12関係)

障害児通所支援事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

障害児通所支援事業について変更したので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名



電話番号

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更内容を記載した書類

様式第25号の17(第15条の12関係)

障害児相談支援事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様

障害児相談支援事業について変更したので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出

ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
フリガナ  
届出代表者 氏 名 (印)  
電話番号

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更内容を記載した書類

様式第25号の18(第15条の13関係)

障害児通所支援事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

障害児通所支援事業を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の3第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
代表者氏名 フリガナ  
氏 名 (印)  
電話番号

事 業 の 種 類 及 び 内 容	
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日
廃 止 ( 休 止 ) の 理 由	
現に便宜を受け、又は通所している者に対する措置	

休 止 の 予 定 期 間	
---------------	--

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第25号の19(第15条の13関係)

障害児相談支援事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

障害児相談支援事業を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の3第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名

電話番号



事業の種類及び内容	
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受け、又は通所している者に対する措置	
休止の予定期間	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の廃止)

2 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則(平成18年鳥取県規則第78号)は、廃止する。